

平成28年3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月15日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	小倉 伸一
//	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	(欠席)
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 (1名)

委員	13番	古田 洋美
----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

ただいまから、平成28年3月定例総会を開催いたします。本日は、13番委員につきましては、「牛の競り市」の為、欠席届けが提出されております。なお、「農業委員会に関する法律第21条第3項」により、「総会は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。」とあり、本総会は委員14名中13名の出席でありますので、成立要件を満たしております。

それでは、会長に挨拶をお願いしまして、その後、引続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

皆様、おはようございます。ただいま、事務局より報告がありましたが、本日1名の委員が欠席ということであります。当初連絡では、2名の委員が本日の総会へ出席出来ない旨報告があり、私としましてもなるべく全委員の出席のもと、総会を開催したいと思ひまして、日程の変更も考えましたが、事務局の運営上、現在3月市議会が開催中ということもあり、調整がつかず、小委員会委員へ事情を説明のうえ、当初予定通り本日開催することといたしました。委員皆様におかれましても、ご了承お願いいたします。

3月半ばとなり、やっと、春らしい陽気となりました。委員におかれては、毎日忙しい日々をお過ごしのことと思ひますが、寒暖差の著しい時期でもありますので、体調管理には十分気を付けてください。

さて、営農大学の運営につきましては、今年度1名が卒業見込みとなっており、新規就農ということになります。皆様におかれましても、今後のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

なお、新規の在校生につきましては、公社事務局によりますと、2月末現在2名の申込みが来ているとのことですので。1名でも多くの入校を迎え、新規就農へ結び付ければと考えております。

○議長

それでは、ただいまより3月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には、7番浦口委員と、8番日笠山委員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

本日は取下げが1件、1筆取下げが1件ありましたので、本日お配りしている差し替え後の資料をご覧ください。

それでは、資料は1ページです。今月は所有権移転2件、使用貸借権設定2件、合計4件の申請がありました。

1番は取下げです。

2番です。現和武部地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積7,744平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2ページをお開き下さい。

3番です。上西池之久保地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,758平米を贈与により所有権移転するものです。

4番です。6筆目は取下げとなっております。国上湊地区です。台帳現況地目畑の5筆で、合計面積9,587平米を使用貸借により10年間借り受けるものです。

5番です。国上湊地区です。台帳現況地目田の1筆で、面積1,541平米を売買により所有権移転するものです。

4、5番の受人は同一で、許可後の経営面積が11,128平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件2番から5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありました。

申請番号1番及び4番の1筆については取り下げということです。

また、申請番号3番につきましては譲受人が、私の配偶者となっており、このことについては農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当しますので、2分割して審議をいたします。

まず初めに2番、4番、5番について審議をいたします。

それでは順次、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。番号2について報告いたします。

この案件は、親子間の使用貸借ということで、武部地区内の畑3筆についての申請です。貸人の息子さんが、今年農業大学を卒業しまして農業を始めたいということで、いも類や豆類を中心に作付けしたいとのことです。

3月11日に借り人と現地確認をいたしております。

以上です。

○14番委員

はい、14番です。4番、5番についてですが、はじめに4番から報告いたします。

貸人は、今回相続により、農地を取得しましたが、貸人は市外に勤務しておりまして、農作業が困難ということで今回の申請となっております。

借り人は、安納いも、さとうきびを耕作する農家です。

次に5番について報告します。

譲渡人は島外に在住しており、今回、水田について譲受人に有償で売却するということです。3月14日に電話で譲渡人に確認したところ、間違いないということでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、異議なしとのことですので採決をいたします。

議案第1号の2番、4番、5番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番、4番、5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

次に、3番について審議をします。

なお、先ほどの報告のとおり、本案件につきましては、譲受人が私の配偶者ということで退席をいたしますので、職務代理者の日笠山委員に議長をお願いしたいと思います。

○職務代理者

それでは、会長にかわりまして、議事を進行いたします。

議案第1号の3番について審議いたします。

担当委員の報告をお願いいたします。

○12番委員

はい、12番です。

譲渡人は、譲受人の叔父にあたりまして、今回贈与により取得されるということです。

3月9日に現地調査をしまして、確認をいたしております。

なお、譲渡人とは、電話で確認をとっておりまして、間違いないということでした。現地は、ゴーヤを栽培した跡でネットを張った状態でありました。

以上、よろしく願いいたします。

○職務代理者

ただいま、担当委員から報告がありました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○職務代理者

異議なしとの声がありましたので、採決をしたいと思います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」3番について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○職務代理者

全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○職務代理者

以上で私の役を終わります。

会長の入室を許可します。

○議長

職務代理者につきましては、ご苦労さまでした。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は3ページです。今月は砂利採取1件の申請がありました。

1番です。申請地は下西下石寺地区の土地1筆で、台帳地目原野、現況地目畑、面積297平米であります。申請人は砂利採取業を営んでおり、申請地に隣接する土地で砂利採取を行っておりますが、申請地にも砂利が埋蔵していることから申請地を借り受け、砂利を採取したいとのことです。

砂利採取については1年ごとの許可となり、申請地は昨年からの更新で1年間の一時転用の使用貸借となっております。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農業公共投資の対象となっていない農地規模が10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、その他の農地の「第2種農地」に該当すると判断されます。

周辺は原野と山林で、被害に関する誓約書も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

今月は、農地法第5条の規定による許可申請については、1件です。

これについては昨日、現地調査が行われております。

雨模様で足元が悪い中、大変だったと思いますが、調査委員長の報告をよろしく願います。

○12番委員

はい、12番です。

3月14日に現地調査を行いましたので、報告をいたします。

事務局及び担当員、調査委員立会いのもと、調査を行いました。

農地法第5条の規定による許可申請について、先程事務局から説明がございましたように、この申請は1年事の更新でございます。

画面写真を見てのとおりで、砂利採取についての更新申請であります。昨年に引き続いての更新ということで、問題はないと判断をいたしました。

以上よろしく願います。

○議長

それでは続いて、担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。

ただいま、調査委員長の報告のとおり1年ごとの更新ということで、別に問題はないと判断いたします。

よろしく願います。

○議長

これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。それでは採決をしたいと思います。

議案第2号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、原案どおり許可することに決定し、県の常任議員会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。下西壅泊地区です。台帳地目は畑ですが、平成3年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

2番です。榕城本立地区です。台帳地目は田ですが、平成元年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

3番です。国上白石地区です。台帳地目は畑ですが、平成7年9月頃から耕作せず、現在原野・山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。

4番です。国上湊地区です。台帳地目は畑ですが、昭和51年11月頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、これにつきましても、昨日現地調査が行われております。

調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。非農地証明について報告いたします。

番号1ですけれども、下西地区で、画面写真の状況です。台帳では畑とありますが、現地の状況は竹山です。本当に畑だったのかなというような印象がいたしました。このような状況ですので、非農地という判断をいたしております。

引き続きまして、番号2です。平田地区になります。

県所有の土地です。地目は田とありますが、画面写真をご覧のとおり、現況は山林となっております。以前からこのような状態であったというふうに考えております。

問題ないだろうというふうな結論を出しました。

次に番号3ですが、国上地区になります。

地目は畑とありますが、市の道路整備に際して、買収した残地であります。2ヶ所ありますが、1ヶ所は道路法面、もう1ヶ所は、山林となっております。

このような状況でありまして、農地として復元困難だろうということで、非農地というふうに、結論を出しました。

4番です、国上湊地区です。

昭和51年頃から耕作せず、現在宅地となっております。申請者によれば、居住したころから現地には畜舎が立っていたということで、昭和51年以前よりこういう状況であっただろうと推察しております。

交付基準2に基づく申請であるということで、許可相当という結論を出しました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

はい、5番です。番号1ですが、調査委員長報告のとおりです。

問題はないと思います。以上です。

○12番委員

番号2については、先ほどの報告のとおりです。

○8番委員

はい、8番です。番号3についてですが、調査委員長の報告のとおり間違いありません。市財産監理課の方で市有財産の調査をしているようで、今回のような、地目変更案件をリストアップしているらしくて、そのなかの案件です。以上です。

○14番委員

はい、14番です。ただいま、調査委員長の報告のとおりです。

写真にあります畜舎は、最近まで利用していたようです。以上です。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の説明がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

はい、2番です。

番号2ですけど、申請者が県の農政普及課なっていますが、どういうことかなと思ひまして、申請地は、県の農業試験場で、そちらで申請するのならわかるんですけど、平成元年以前までは耕作していたということになってはいますが、農政普及課と関係があるんですか。

○事務局

この案件については、鹿児島県の登記名義になっておりまして、今回の申請については、その資産台帳が県農政普及課の財産として、台帳に記載されておりましたので、熊毛支庁農政普及課の管轄として申請しております。

実際のところ、登記地目の変更を行うわけではなく、別の事業の関係で、地目の変更をしておきたいということで申請が上がってきております。

○2番委員

はい、了解いたしました。

○議長

他に質疑のある方はいませんか。

○議長

それではないようですので、採決をいたします。

議案第3号、1番から4番について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願ひ」の1番から4番については非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は5～6ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が2件、「売りたい」の申し出が1件でした。

5ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は国上寺之門地区の畑4筆、合計面積5,933平米です。12月頃まで他人に耕作してもらっており、現在も荒れないように維持管理は行っています。できれば中間管理事業を通じて貸借を行いたいとのことです。

あっせん委員は8番日笠山委員と14番白河委員にお願いいたします。

5ページ下段「売りたい」の申し出です。場所は安納軍場地区の圃場整備済みの畑1筆、面積1,898平米です。12月頃まで他人に耕作してもらっていたとのことで、10アールあたり40万円希望です。なるべく早く見つけてほしいとのことです。

あっせん委員は9番日高委員と13番古田委員にお願いいたします。

6ページをお開き下さい。

6ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は榕城本立地区の畑2筆、合計面積5,463平米です。字平田については昨日利用集積計画が提出されましたので削除をお願いします。借賃は標準額で5年間貸したいとのことです。

あっせん委員は12番南委員と4番脇田委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

はい、ただいま事務局の方から説明がありましたように「貸したい」の申し出が2件、「売りたい」の申し出が1件ありました。

また、「貸したい」の2番目の案件については、1筆が取下げとのことです。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

はい、異議なしとのことです。

あっせん委員になられた方はよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間、地目田、面積2,084平米、内更新分2,084平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間、地目畑、面積2,000平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成28年5月1日から平成33年4月30日の5年間、地目田、面積2,541平米、内更新分2,541平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成28年6月1日から平成33年5月31日の5年間、地目畑、面積7,946平米、内更新分7,946平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

5段目です。期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日の10年間、地目田、面積10,928平米、内更新分10,026平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-11ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。

今月は、「利用権の設定について」6件の審議となります。

整理番号1番から6番について、順次担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。整理番号1番について報告します。

利用権を設定する方、受ける方、それぞれ電話で連絡いたしまして、間違いないということでした。

申請地は桃園地区になりまして、現在は設定する方が、さとうきびの収穫が終えた農地でありまして、設定を受ける方が継続してさとうきびを1年間耕作した後、次年はさつまいもに転換するという説明がございました。

申請通り間違いありません。以上です。

○3番委員

はい、3番です。番号2について、報告いたします。

3月12日に、現地を確認いたしました。

現地には、牧草が植えられておりました。この農地には、もともと道がなく、それまでは、他の人の農地を通して耕作していたそうです。

今回、そこが利用出来なくなり、耕作ができないということで、利用権の設定を受ける方の農地が、設定する方の農地と隣接してしまっていて、今回の申請となったそうです。

双方とも電話で確認いたしましております。

以上、問題ないということを確認いたしました。

○7番委員

はい、7番です。整理番号3につきまして、報告します。

設定を受ける方は、農業法人でして、今回更新での申請です。

3月11日に現地調査を行い、双方確認をしまして、現状通りの契約更新ということでありました。申請地は庄司浦地区で、現地にはタマネギを作付けしておりました。

以上です。

○9番委員

はい、9番です。整理番号4につきまして報告をいたします。

利用権の設定する方、利用権の設定を受ける方、3月11日に双方に確認をいたしました。

申請地は、安納地区になります。今回更新の申請ですが、現地には安納いもを作付けしておりました。

利用目的は、水田となっておりますが、畑であります。訂正をお願いします。

よろしくをお願いします。以上です。

○10番委員

はい、10番です。整理番号5について報告いたします。

利用権の設定を受ける方とは、3月11日に現地において確認をいたしました。

現在代あけも終わりました、数日中に米の作付けをするということでした。

利用権を設定する方は、高齢のためご子息と電話で連絡をとりました。賃貸期間10年と長いんですが、設定する方、受ける方双方協議して決めたということでした。

以上です。

○11番委員

はい、11番です。整理番号6について報告します。

3月10日に現地調査をいたしました。

利用権の設定を受ける方、設定する方、今回更新ということで電話により双方確認を取っております。現地には、牧草を作付けしておりました。

申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の方から報告がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○14番委員

はい、14番です。

整理番号5番について、面積が10,026平米とありますが、これは、1枚の農地ですか。

○10番委員

現地は5枚に分かれていまして、それぞれ段差のある農地です。

○14番委員

はい、わかりました。

○議長

他にありませんか。

はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

○議長

「利用権の設定」1番から6番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。


全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から6番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。


○議長

以上で本日の議案を終了いたします。

平成28年3月15日

会 長 鵜田 峰生 

7番委員 浦口 幸夫 

8番委員 日笠山 隆 

1000